平成２２年（フ）第４１６号
福岡県久留米市国分町1344番地３　サンヒルズ国分Ａ203号
債務者　松下　岩夫
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６０７号
大分県津久見市上宮本町13番５号
債務者　小川みずえ
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３３号
宮崎市佐土原町下田島20444番地１　市営住宅旭町48―16棟74号
債務者　日髙　夏子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６０号
宮崎市花ケ島町大原2337番地　県営住宅３棟104号
債務者　上**塘**　晃弘
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１号
鹿児島県奄美市名瀬安勝町23番６号
債務者　相良ゆかり（旧姓西田・川内）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２４７号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目３番25号　グリンピュア古川Ｂ棟207号、従前の住所宮城県大崎市古川沢田字三ツ江５番地８
債務者　佐藤　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第９０４７号
大阪府吹田市千里丘下１番１―304号
債務者　福山　幸次
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１６７号
大阪市西成区山王２丁目２番25号　マンションノースリバー23　107号
債務者　上原　和美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７８号
大阪市東住吉区東田辺３丁目19番４号
債務者　髙橋　重昭
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２８号
大阪府八尾市宮町３丁目１番３―202号
債務者　橋野　太郎
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３８号
大阪市西成区山王２丁目２番16号　豊島荘30号
債務者　藤田　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６４１号
大阪市淀川区宮原１丁目８番４号サンクチュアリ新大阪201号
債務者　森田　浩司
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８５号
大阪府寝屋川市松屋町７番７号
債務者　髙橋　慶一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８８号
大阪府豊中市上野西１丁目２番30号
債務者　竹嶋　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０３号
大阪府吹田市千里山西１丁目６番１―105号
債務者　澤井　　朗
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１８号
大阪府門真市中町11番41号
債務者　喜多サイディングこと　喜多　基彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８３６号
大阪府八尾市柏村町４丁目256番地
債務者　オフィス高田こと　高田　栄治
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部